

岡山県内で新たに行政相談委員を委嘱 — 住民の皆さんの身近な相談相手 —

行政相談委員(以下「委員」という。)は、行政相談委員法(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき、地域において社会的信望があり、かつ行政運営の改善について理解と熱意を有する方の中から、その担当区域(市町村の区域)を定めて、関係市町村長の意見を聴いた上で、総務大臣が委嘱しています。

この度、平成 28 年 7 月 1 日付けで、岡山県内において新たに 1 人の行政相談委員を委嘱しました。

➤ 平成 28 年 7 月 1 日付けで新たに委嘱した行政相談委員

もりや いさむ
守屋 勇 委員 (岡山市担当)



➤ 行政相談委員とは

- ◆ 行政相談委員法(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者(ボランティア)です。
- ◆ 岡山県内には 108 人が配置(全国では約 5,000 人)。
- ◆ 行政相談委員は、定期的に福祉センターや公民館等で行政相談所を開設。住民の皆さまの身近な相談相手として、国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。(注)
(注) 行政相談所の開設日程は、岡山行政評価事務所ホームページ
(URL: <http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/okayama.html>)に掲載しています。



(照会先)

行政相談課 柳・松野
電話 086-231-4322